

ブランデュー弘前 FC 応援プラン B 実施要綱

株式会社さくら新電力

目次

I.	本 則	1
1.	適用範囲	1
2.	本実施要綱の変更	1
3.	供給電気方式、供給電圧及び周波数	1
4.	契約電流	2
5.	電気料金	2
6.	その他	3
附	則	3
別	表	4

I 本 則

1 適用範囲

- (1) ブランデュー弘前 FC 応援プラン B 実施要綱（以下、「本実施要綱」といいます。）は、電気需給約款（低圧）（以下、「需給約款」といいます。）とともに、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他供給条件（以下「託送約款等」といいます。）にもとづき、本実施要綱 1（2）の地域のお客さまに低圧で電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当する場合に適用します。
 - (a) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下とします。
- (2) 本実施要綱は、次の地域に適用します。

ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。
青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

2 本実施要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合に民法の規定にもとづき本実施要綱を変更することがあります。

この場合、契約期間中であっても、変更後の実施要綱によります。

 - ア 託送約款等が改定または法令・条例・規則等の制定・改廃に伴い、それをふまえた実施要綱への変更が必要な場合。なお、本実施要綱の変更までの間、本実施要綱での託送約款等は変更後の託送約款等によります。
 - イ 消費税および地方消費税の税率が変更により電気料金に変更が必要な場合
 - ウ 社会の変化等により当社へ大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合。
- (2) 本実施要綱の変更方法は、お客さまに対し、事前に変更する事項をお知らせし、変更後も変更した事項をお知らせします。ただし、変更とされない事項はお知らせを省略することがあります。本実施要綱の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更の場合には、事前に変更事項の概要のお知らせのみとする場合があります。
- (3) 本実施要綱の変更の場合のお客さま等へお知らせする方法は、変更した事項を書面の交付、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載等によります。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上や

むをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

4 契約電流

- (1) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流の制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

5 電気料金

1月の電気料金は、以下の定める基本料金、電力量料金および需給約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としなす。ただし、電力量料金は、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価額が需給約款別紙1（燃料費調整）

（1）ロに定める31,400円（以下、「31,400円」といいます。）を下回る場合は、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流30アンペア	970.00円
契約電流40アンペア	1,300.00円
契約電流50アンペア	1,630.00円
契約電流60アンペア	1,960.00円

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量ごとに以下のように算定します。

120キロワット時までの1キロワット時につき	18.58円
------------------------	--------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.33円
上記超過 1 キロワット時につき	27.00円

6 その他

- (1) 当社の料金算定の際、日割計算が必要となる場合には、需給約款 20（日割計算）に準じます。なお、電力量区分の日割計算は別表によるものとします。
- (2) 料金や電力使用量等に端数が発生した場合には、需給約款 3（単位および端数処理）に準じます。
- (3) 本実施要綱に記載のないその他の事項については、需給約款によるものとします。

附 則

1 実施期日

この本実施要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から実施します。

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の算出方法

- 1 料金適用上の電力量区分の日割計算は以下の方法により算出します。

第1段階料金適用電力量＝120キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間等の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、本実施要綱5（b）の1段料金に適用される使用量を指します。

第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間等の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、本実施要綱5（b）の2段料金に適用される使用量を指します。

- 2 適用電力量の単位および端数処理は、需給約款3に準じます。

- 3 1における検針期間等の日数は、電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の日数とし、需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を検針期間等の日数とします。